

二宮町住宅リフォーム等補助金交付要綱における同居・近居の判断基準

ケース (※賃貸住宅は、対象外)	二宮町内	町外 (在住一年以上)	同居に ともなう リフォーム	同居・近居に ともなう 住宅取得	3世代同居 (中学生以下の 孫がいる場合)	備考
親世帯の家に子世帯が同居		町内からでも可 	○	—	○	同居世帯に配偶者が加わるのは不可 子世帯が独身でも可
親世帯の家に、すでに子(兄弟等)が同居。更に、別の子世帯が同居			—	—	—	適用外 ※子世帯の近居も不可
親世帯が町内在住、兄弟等が近居している。新たに親世帯と同居		町内からでも可 	○	—	○	子世帯の近居は不可(同居のみ可) 子世帯が独身でも可
子世帯の家に親世帯が同居		町内からでも可 	○	—	○	子世帯が独身でも可
子世帯の家に親世帯が近居			—	—	—	適用外 ※近居は、親が既に町内在住のこと
家を購入(又は新築)し親世帯と新たに同居		町内からでも可 	○ (中古住宅取得の場合)	○	○	元々、同居していた場合は不可(一年以上別居していれば可) 子世帯が独身でも可 ※中古(減税措置後)の場合はリフォーム可
親世帯の家の建替えと同時に同居		町内からでも可 	—	○	○	子世帯が独身でも可
親世帯が町内在住。子世帯が新たに近居(新築、中古は不問)		町内からは不可 	—	○	○	元々、近居している場合は不可(近居→近居) 子世帯が独身でも可 ※近居は、親が既に町内在住のこと